第４次
日向市男女共同参画プラン

日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

2012年～2016年

『一人ひとりが大切にされるまち日向市』
をめざして

平成24年３月

宮崎県日向市

はじめに

本市では、これまで「第３次日向市男女共同参画プラン」に基づき、様々な施策の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、固定的な性別役割分担意識は根強く、女性や男性の活動の選択肢を狭め、社会的役割などに性別による偏りを生じさせたり、家庭内における暴力などの人権侵害を引き起こしたりする状況がいまだに見られます。今日、私たちを取り巻く社会・経済環境は、少子高齢化の進行、社会情勢の変化、家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルが多様化するなど、状況は大きく変化してきています。

こうした中、だれもが安心して心豊かに暮らせる社会を築くためには、性別に関わりなく、お互いにその人権を尊重し、家庭や社会での喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を充分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、喫緊の課題であると考えます。

このような状況を踏まえ、本市の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため「第４次日向市男女共同参画プラン」を策定しました。

また、この計画は、「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進していきます。

この計画を推進し実効性のあるものとするためには、行政と市民、事業所、関係各機関の皆様が連携し、一体となった取組みが必要です。今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの方々をはじめ、熱心にご審議いただきました日向市男女共同参画推進審議会、日向市男女共同参画プラン策定委員会の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成２４年３月

日向市長　　黒　木　健　二

もくじ

第１章　計画策定の概要 …… 1
１．計画策定の趣旨
２．計画の性格
３．計画の期間

第２章　計画策定の背景 …… 2
１．男女共同参画の動き
(1) 世界の動き
(2) 日本の動き
(3) 宮崎県の動き
(4) 日向市の動き
２．社会・経済環境の変化
(1) 人権の世紀
(2) 人口減少社会の到来と少子・高齢化の進展
(3) 家族形態・生活形態の多様化
(4) 就業構造の状況

第３章　計画の基本的な考え方 …… 9
１．基本理念
２．基本目標
３．計画の体系

第４章　計画の内容
【取り組むこと】
１．男女共同参画社会についての理解の浸透をはかる教育・学習機会の充実 ……11
２．「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実 ……13
３．男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し ……15
４．人権尊重を踏まえた心身の健康支援 ……17
５．女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備 ……19
６．「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実 ……27
７．多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備 ……29
８．政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 ……32
９．男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進 ……34
10．男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 ……36
関連施策・事業の数値目標 ……39

日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画 ……41

〈参考資料〉

男女共同参画社会基本法 ……62
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋）……66
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ……72
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 ……80
日向市男女共同参画推進条例 ……89
日向市男女共同参画推進審議会規則 ……93
日向市男女共同参画行政推進会議設置規程 ……94
日向市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱 ……96

第１章　計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

本市においても、社会・経済環境の大きな変化に伴い、多様化・高度化する諸課題に対応し、より豊かな地域生活を実現するためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会実現への取組は、早急に対応すべき課題です。

本計画は、男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画政策がより一層、市民・事業所・団体・地域・行政が一体となった取組みとして展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう策定するものです。

2．計画の性格

(1) 本計画は平成11年 (1999 年) ６月に公布・施行された男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえて策定します。

(2) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第３項、日向市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。

(3) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画 (第３次)」(平成22年12月閣議決定) を上位計画とし、平成19年 (2007年) ３月に策定した「日向市男女共同参画プラン」の成果を引き継ぎ、策定します。

(4) 本計画は、市民の意見を反映し、本市の特性を考慮したものになるよう、平成22年10月に実施した「男女共同参画社会づくり市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。) の結果や、日向市男女共同参画推進審議会からの答申、日向市男女共同参画プラン策定委員会からの意見などを踏まえて策定します。

(5) 本計画は、「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進します。

3．計画の期間

平成24年度 (2012年度) から平成28年度 (2016年度) までの５年間とします。

第２章　計画策定の背景

１．男女共同参画の動き

(1) 世界の動き

○国際婦人年と国連婦人10年

国連は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を推進するために、昭和50年(1975年)を「国際婦人年」と定めました。同年メキシコで「第１回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。さらに、同年の国連総会では、昭和51年(1976年)から昭和60年(1985年)までを「国連婦人の10年」とし、そのテーマを「平等・発展・平和」とすることが宣言されました。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年(1979年)の国連総会において、女子差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正を迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置を取るよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層促進されることとなりました。

○女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和60年(1985年)には、ナイロビで「国連婦人の10年最終年会議」が開催され、この10年間の成果を評価するとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

○北京宣言と行動綱領

平成７年(1995年)には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために「第４回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を解決すべき喫緊の問題として扱ったことが注目されました。

○女性2000年会議と北京＋10

平成12年(2000年)には、ニューヨークで「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するための国連特別総会「世界女性2000年会議」が開催されました。その中で、各国の決意表明や理念を謳う「政治宣言」と「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。

また、「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年となる平成17(2005)年には、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、さらなる実施に向けた戦略や今後の課題について協議するために、ニューヨークにおいて「北京＋10(プラステ

ン）」閣僚級会合が開催されました。

○女子差別撤廃条約実施状況第６回報告に対する最終見解
　日本政府は、女子差別撤廃条約に基づいて平成20(2008)年４月に第６回政府報告を提出し、これに対する女子差別撤廃委員会の検討が７月23日にニューヨークにおいて実施されました。この検討を踏まえ、平成21(2009)年８月、わが国の報告に対して同委員会から、民法の改正(結婚適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等)や、女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21項目に及ぶ事項が最終見解として公表されました。

(2) 日本の動き

○「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」
　女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である昭和50年(1975年)に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置されました。また、昭和52年(1977年）には、世界行動計画及び婦人問題企画推進会議(内閣総理大臣の私的諮問機関)の意見と踏まえ、向こう10年間の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにするため、「国内行動計画」が策定されました。

○「女子差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備
　わが国は、昭和55年(1980年)の「国連婦人の10年」中間年世界会議において、「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和59年(1984年）年に国籍法の改正、昭和60年(1985年)に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、昭和60年(1985年)に条約を批准しました。

○「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画 2000年プラン」
　平成８年(1996年)に、前年に北京で開催された第４回世界女性会議で採択された「行動綱領」と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

○「男女共同参画基本法」
　平成11年(1999 年)には、男女共同参画社会の形成に向けて法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は、男女共同参画社会の実現をわが国の最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

○「男女共同参画基本計画」
　平成12年(2000年)には、「男女共同参画基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画により、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。
　また、平成13年(2001年)、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。

○「配偶者暴力防止法」

平成13年(2001年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が制定されました。この法律は、配偶者※からの暴力に関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後３年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成16年(2004年)、平成19年(2007年)と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、平成19年(2007年)の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また、平成16年(2004年)には、同法に基づいて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針が策定されました。

○「男女共同参画基本計画(第２次）」

平成17年(2005年)には、「男女共同参画基本計画」による取組を評価・総括し、「男女共同参画基本計画(第２次)」が策定されました。また、新たな取組を必要とする分野(科学技術，防災・災害復興，地域おこし，まちづくり，観光，環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

○女子差別撤廃条約実施状況第６回報告に対する最終見解を受けて

平成21年(2009年)８月、女子差別撤廃条約実施状況第６回報告に対する最終見解が女子差別撤廃委員会から出され、「最終見解に指摘されている課題への取組等を通じて、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

○「第３次男女共同参画基本計画」

平成22年(2010年)には、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、男性・子どもにとっての男女共同参画、女性の活躍による社会の活性化、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進、を改めて強調すべき視点とした「第３次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

(3) 宮崎県の動き

○「宮崎県婦人関係行政連絡会議」と「青少年婦人課」の設置

昭和53年(1978年)に、女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、「宮崎県婦人関係行政連絡会議」（平成２年(1990年)「宮崎県女性行政関係連絡会議」に、平成12年(2000年)「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称)が設置されました。

また、昭和54年(1979年)には、女性に関する施策を推進する総合的な窓口として、「青少年婦人課」が設置され、女性施策についての本格的な取組が始められました。

※ 配偶者：配偶者防止法第１条に定める「配偶者」をいい、法律婚だけでなく事実婚の夫婦の一方から見た相手方を含む。

○「行動計画」の策定

昭和56年(1981年)に第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」が加えられ、昭和57年(1982年)には「婦人に関する施策の方向－婦人行動計画－」が策定され、宮崎県の女性施策の基本的方向が明らかにされました。

その後、昭和62年(1987年)には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」が策定され、また、第四次宮崎県総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げ、平成４年(1992年)に「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」が策定されました。

さらに、平成９年(1997年)には、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に併せて「ひむか女性プラン」が策定され、総合的な施策の展開が図られました。

○推進拠点の整備

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成３年(1991年）に「みやざき女性交流活動センター」が設置され、平成13年(2001年)９月に、男女共同参画社会づくりの活動拠点として「宮崎県男女共同参画センター」が設置され、啓発事業等に加え相談事業を開始するなどの事業拡大が行われました。

○みやざき男女共同参画プラン

平成14年(2002年)に、男女共同参画推進の総合的な施策の展開を図るため、男女共同参画基本法に基づき、「みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。
その後、社会経済情勢の変化等を勘案して内容の見直しが行われ、平成19(2007年)３月に「みやざき男女共同参画プラン(改定版)」が策定されました。

○「宮崎県男女共同参画推進条例」の制定

平成15年(2003年)４月、宮崎県の男女共同参画を促進するための基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項などを定めた「宮崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。

(4) 日向市の動き

○「女性フォーラム」と「日向市女性懇話会」の設置

平成２年(1990年)から実行委員会形式による「女性フォーラム」(平成12年に「日向ひまわりフォーラム」に改称)を開催し、まちづくりに対する女性の積極的な参加がなされました。平成３年(1991年）には企画課内に女性行政担当主幹を配置するとともに、「日向市女性懇話会」(平成11年に「日向市男女共同参画社会づくり懇話会」に改称)を設置し、女性に関する施策を推進してきました。

○推進体制の強化

平成６年(1994年)に、総合的な女性関連施策を全庁あげて推進するため、助役を会長とする「日向市女性行政推進会議」(平成12年に「日向市男女共同参画行政推進会議」に改称)を設置し、さらに、平成８年(1996年）に「日向市女性基本計画策定委員会」(平成12年に「日向市男女共同参画プラン策定委員会」に改称)を設置し、平成９年(1997年)に「日向市女性基本計画」(1996～2000）を策定しました。その計画に基づいて、女性問題に関する市民の意識の高揚を図り、女性の自主的な

交流活動を促進するため、同年「日向市男女共同社会づくり推進ルーム『さくら館』」を開設しました。

○「日向市男女共同参画プラン」の策定

平成13年(2001年)には、「日向市女性基本計画」を見直し発展させた「日向市男女共同参画プラン」(2001～2005)を策定し、本市における男女共同参画社会づくりの活動拠点としての機能をさらに強化・充実するため、『さくら館』を現在の「日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム『さんぴあ』」として日向市文化交流センター内に移転し、相談事業を開始するなどの新しい取組を始めました。

○「日向市男女共同参画推進条例」の制定

平成20年(2008年)に、日向市の男女共同参画を促進するための基本理念や、市、市民、事業者、教育に携わる者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項などを定めた「日向市男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成19年(2007年)には、平成18年に東郷町と合併したことも踏まえ「第３次日向市男女共同参画プラン」を策定しました。

２．社会・経済環境の変化

(1) 人権の世紀

本市は、平成12年(2000年)３月に、「人権教育のための国連10年」日向市行動計画を策定し、この計画を人権教育及び人権啓発分野における基本計画として位置づけ、学校・家庭・地域・職域などあらゆる場における人権教育・啓発を通して、市民一人ひとりの人権が真に尊重される日向市の実現をめざした取組を、積極的に推進してきました。

また、平成19年(2007年)３月に策定された「新しい日向市総合計画」(2007～2016年度)においても、人権教育・啓発を学校や家庭、地域社会などが一体となって取組むべき重要な課題として位置づけています。

さらに、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、人権尊重の視点に基づく行政施策や企業・地域団体等の活動を展開していくため、これらを総合的かつ効果的に推進するため、平成22年(2010年)３月に「日向市人権教育・啓発推進方針」を策定しました。

今後、多様化、複雑化してきている人権問題に対応していくためにも、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念についての理解を深める取組を推進していくことが必要です。

(2) 人口減少社会の到来と少子・高齢化の進展

本格的な人口減少社会に突入した中、本市の人口も、平成17年(2005年)63,555人、平成22年(2010年)63,223人と減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成47年(2035年)には、５万人を割り込むと予想されています。

また、本市の合計特殊出生率（１人の女性が一生の間に産む平均こども数)は、平成20年(2008年)1.68で、全国を0.31ポイント上回っていますが、出産適齢期(15～49歳)の女性の人口は減少傾向に

あることから、将来の少子化への影響が懸念されます。

高齢化率(65歳以上の高齢者の割合)を見てみると、平成22年(2010年)には、24.9%と高齢化が進んでいて、住民の約４人に１人が65歳以上の高齢者という現状にあります。

このように、人口減少、少子高齢社会が進展する中で、労働力人口の減少や社会的扶養に関する負担の増大など、社会活力の低下をもたらすことが懸念されています。そのため、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

【日向市の人口の推移と推計】

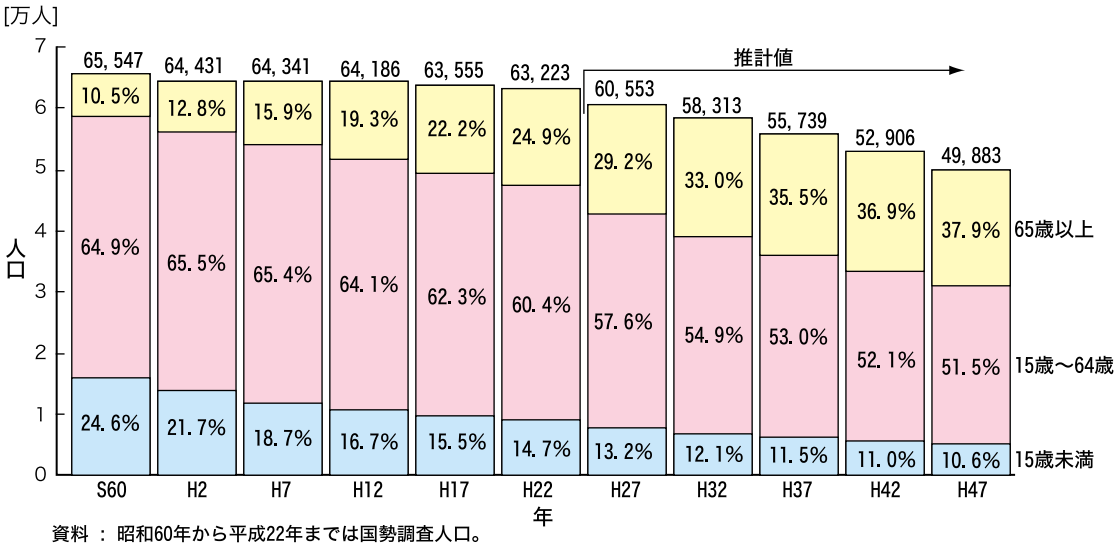

資料 ： 昭和60年から平成22年までは国勢調査人口。
平成27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成20年12月推計）」による。

(3) 家族形態・生活形態の多様化

国勢調査により本市における世帯数及び一世帯あたりの人員の推移を見ると、平成17年(2005年)世帯数23,849世帯、１世帯あたり人数は、2.60人でしたが、平成22年(2010年)には、世帯数は24,732世帯と増加する一方、１世帯あたりの人数は、2.48人と減少しており、世帯の小規模化が進んでいるとみられます。

また、平成22年(2010年)市民意識調査において、夫婦がいる世帯の働き方をみると、「夫婦とも働いている」世帯が最も多く、これまで、様々な制度は、「働く夫、専業主婦の妻、子どもが２人」を家族形態のモデルとしてきましたが、現実の暮らしは、多様化しています。

このような現状を踏まえて、家族形態・生活形態の多様化に配慮した各種施策の実施に努め、一人ひとりの暮らしの質の向上を目指す環境の整備を進めることが必要です。

(4) 就業構造の状況

長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、パートタイム労働・派遣労働等の非正規労働者の割合が上昇し、近年、特に女性を中心とした労働者の非正規化が急速に進みました。

このような女性労働者の非正規雇用は、女性の就業機会の拡大や、多様な働き方を可能にしまし

たが、一方で、賃金や待遇面で正規雇用者との格差が大きく、社会問題となっています。

「市民意識調査」によると、30～40 歳代の女性で仕事をしていない人に「条件が整えば働きたいと思いますか。」とたずねたところ、約８割の人が働きたいと答えています。

一方、女性が働き続けるうえで特に問題や妨げになることについては、家事・育児・介護の負担が大きいことの割合が高くなっており、女性の働き方に大きく影響していることがうかがえます。

人口減少、少子高齢社会が進展し、女性や高齢者に対して労働市場への参入の期待が高まる中で、誰もが多様な働き方を選択し、安心して働き続けられることができ、また、職業生活において、性別や年齢によって差別されることのない、働きやすい就業環境の整備を進めることも必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

日向市男女共同参画推進条例には、男女共同参画の形成について、７つの基本理念が規定されています。

この計画においては、平成24年度から平成28年度までの５年間にわたり、これらの基本理念に基づいて取組を進めることにより、性別にかかわらずすべての人が、人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

「日向市男女共同参画推進条例」に掲げる７つの基本理念

○すべての人の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、すべての人の個人としての尊厳が重んじられること、すべての人が性別による差別的取扱いを受けないこと、すべての人が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他のすべての人の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。（第３条）

○社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。（第４条）

○政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、すべての人が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。（第５条）

○多様な活動に参画する機会の確保

男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が多様な活動に参画できる機会を確保するため、社会のあらゆる分野における活動の主要な役割が、性別による固定的な役割分担等を反映して、偏ることのないように配慮されなければならない。（第６条）

○性の尊重に基づく健康への配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、すべての人が、それぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されなければならない。（第７条）

○教育における配慮

男女共同参画社会の形成は、社会のあらゆる分野における教育について、男女共同参画社会の形成の促進が配慮されること並びにすべての人に生涯にわたる男女共同参画社会に関する教育及び学習の機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
（第８条）

○国際理解及び国際協力

男女共同参画社会の形成に当たっては、国際社会における取組の動向を踏まえ、国際理解及び国際協力の理念の下に行われるように配慮されなければならない。（第９条）

２　基本目標

この計画では、男女共同参画社会を形成する上でその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・地域・職域・学校その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指して、次の３つの基本目標を定めます。

◎ 「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画意識の涵養※

◎ 性別にかかわらず多様な生き方の選択を可能にする生活環境の充実

◎ 男女の共同参画による多様性に富んだ活力ある地域づくりの推進

３　計画の体系

【取組むこと】

1　男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実
2　「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
3　男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
4　人権尊重を踏まえた心身の健康支援
5　女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
6　「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実
7　多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備
8　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
9　男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進
10　男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

※涵養（かんよう）：水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること。

第４章　計 画 の 内 容

〈取組むこと　1〉

男女共同参画社会についての理解の浸透を図る教育・学習機会の充実

【取組みの方向】

男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりの男女共同参画意識の涵養を図る取組が基盤であり、教育・学習が果たす役割はきわめて重要です。

本市においては、これまでも男女共同参画についての情報提供・各種講座の実施等により、男女共同参画意識の涵養に取り組んできましたが、依然として、固定的な性別役割分担意識※ をはじめとする男女共同参画社会の形成を阻害する要因は根強く存在しています。

そのため、家庭・地域・職域・学校などのさまざまな分野において、相互の連携を図りつつ、性別や年齢にかかわらず、生涯にわたり男女共同参画社会について、教育・学習の機会を提供するとともに、その内容の充実を図ります。

【性別によって役割を分担するという考え方について】

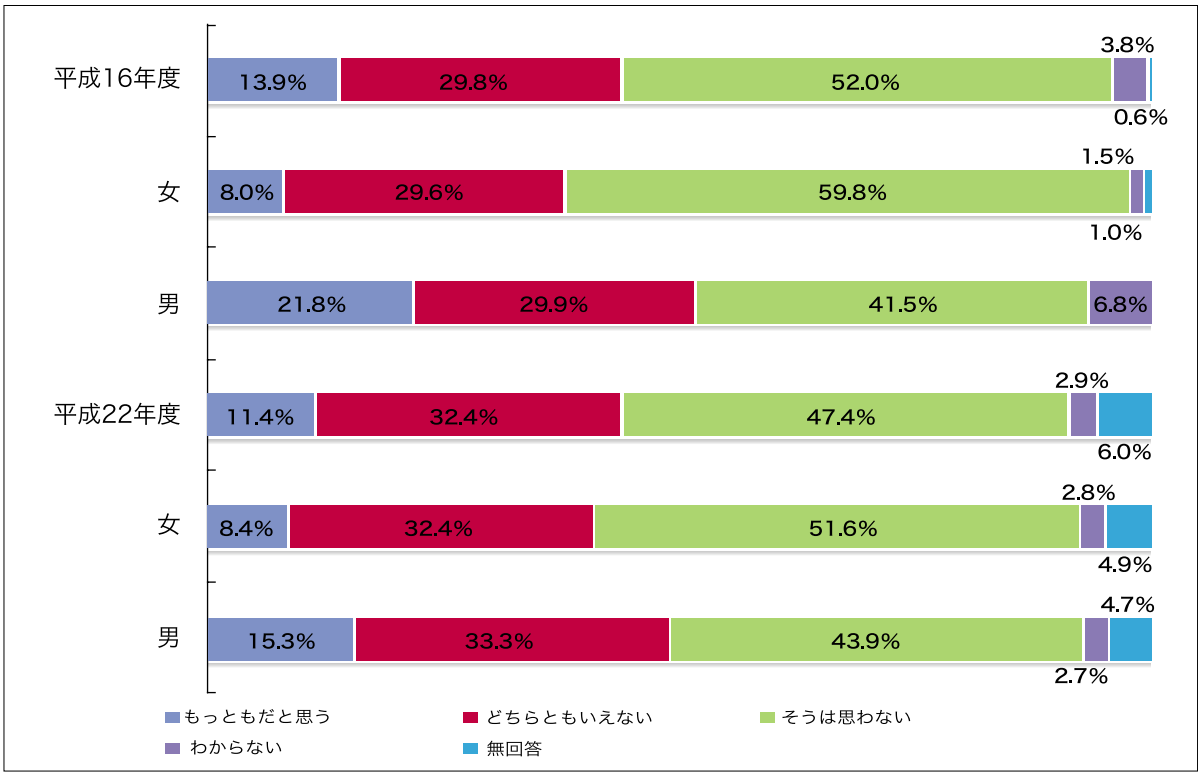

※固定的な性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
1	男女共同参画推進協力校の指定	男女平等教育を推進するにあたり、男女共同参画推進協力校をモデル校として指定し、教育現場と行政が連携し、講演会等を行い、男女共同参画概念の浸透を図ります。	学校教育課
2	男女共同参画意識啓発事業	男女共同参画に関する理解を深めるため、研修会やフォーラム等啓発事業を行います。	市民協働課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるための教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	市民協働課 学校教育課 こども課
4	男女共同参画関連図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	図書館
5	市職員に対する男女共同参画の研修	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。	職員課
6	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	固定的な性別役割分担意識の解消と、「男女の人権の尊重」を基盤とした自立の意識を育むために、家庭教育学級、高齢者学級等において、男女共同参画社会についての理解を深めるよう努めます。	生涯学習課
7	各種相談員への意識啓発	各種相談員のさらなる意識の向上のために、相談員対象の研修機会を提供します。	市民協働課
8	各種団体への意識啓発	各種団体を対象とする研修を実施する際には、男女共同参画の視点を踏まえた研修を実施します。	市民協働課
9	男女共同参画推進リーダーの養成	男女共同参画について理解が広がるよう、推進リーダーを養成します。	市民協働課
10	情報提供の充実	男女共同参画に関する法令や国・県・市等関係機関の取組に関する情報について、市のあらゆる媒体を活用するとともに、市が実施する各種講座やイベント等のあらゆる機会をとらえて提供します。	市民協働課
11	メディア・リテラシー※養成事業	メディア・リテラシーの一環として、男女の人権を尊重した表現等を認識できるような教育を進めるとともに、学習の機会を提供します。	市民協働課 生涯学習課 学校教育課

※メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の３つを構成要素とする複合的な能力のこと。

〈取組むこと　2〉

「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

【取組みの方向】

本市では、これまで、人権に関する様々な教育・学習が行われてきましたが、平成22年に実施した「市民意識調査」において、男女の地位の平等感をたずねたところ、「賃金や待遇などの就労環境」では５割強、「政治・経済活動への参加」では約４割、「家庭生活の場」「習慣やしきたり」では、約３割弱の人が不平等感を感じていると答えており、私たちの暮らしの中に、依然として根強く、性別に起因する偏見や差別が存在していることがうかがえます。

このような現状を踏まえ、人権に関する教育・学習の内容に「男女の人権の尊重」の視点の深化を図るとともに、人権教育・人権学習を担うあらゆる主体、人材に、「男女の人権の尊重」を基盤とする男女共同参画概念についての理解を深める取組を推進します。

【男女の平等感】

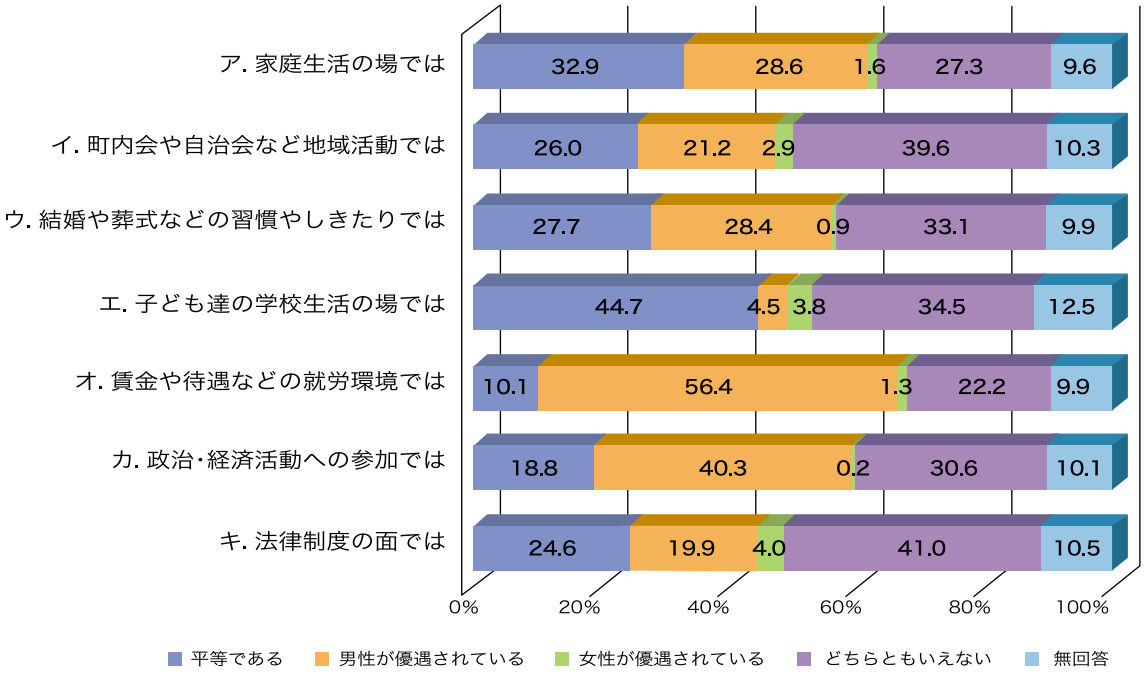

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
12	人権教育推進事業	子どもたちが、性別にとらわれずお互いの個性や能力を尊重し、能力を伸ばすことができるよう、学校・教育委員会・行政等が連携して人権教育を推進していきます。	学校教育課
			市民協働課
13	「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発	子どもの利益が最大限尊重されるよう「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発に努めます。	市民協働課
			生涯学習課
			学校教育課
			こども課
14	障がい児の権利擁護の推進	障がい児が主体的に生活できるよう、権利擁護を推進します。	福祉課
			学校教育課
15	人権講座講師の育成	あらゆる人権問題の解決に向けて人権講座講師の育成・充実に努めます。	市民協働課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修【再掲】	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるための教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	市民協働課
			学校教育課
			こども課

〈取組むこと　3〉

男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

【取組みの方向】

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれに目的や経緯をもって生まれてきているものではありますが、男女共同参画の視点からみた場合、それらの中には、結果的に男女に中立に機能せず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものもあります。

本市が、平成22年に実施した「市民意識調査」においても、家庭・学校・職場・地域社会の中や、法律・制度及び社会通念・慣習など、すべての調査分野において、男女の地位の不平等感を感じている人がおり、その背景には、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行が、性別にかかわりなく、男女が平等に、その個性と能力を発揮する機会を阻害している実態がうかがえます。

このような不平等感を解消するためには、私たちの暮らしに関わる現行の制度や慣行が、本来、尊重されるべき性別にかかわらず、すべての人の多様な生き方の選択に影響を及ぼしていることへの認識を広く共有し、その阻害要因となっているものについての見直しを進める必要があります。

そのため、本市の男女共同参画推進条例が基本理念として示す「社会における制度又は慣行についての配慮」に基づき、私たちの暮らしに関わる制度・慣行について、男女共同参画の視点に立った見直しに取組みます。

また、見直しにあたっては、市民一人ひとりが、現行の制度や慣行が、それぞれの暮らしにどのような影響を及ぼしているのかについての気づきを拓くことが重要であるため、あらゆる機会において、男女共同参画についての確かな理解を定着させることための広報や学習を展開します。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
2	男女共同参画意識啓発事業【再掲】	男女共同参画に関する理解を深めるため、研修会やフォーラム等啓発事業を行います。	市民協働課
16	男女混合名簿の実施	性別によって優先順位が決まるのは好ましくありません。性差別をなくすためには、授業や行事などあらゆる場面で人権の視点をもって取り組む必要があります。男女混合名簿を普及することにより、学校、保護者全体で男女共同参画社会についての理解を深めます。	学校教育課
17	人権啓発推進事業	各種人権啓発研修の中で、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについて啓発を推進します。	市民協働課
18	市の広報紙・刊行物等のガイドラインの作成	市の作成する広報・刊行物などにおける男女共同参画概念の視点を踏まえた表現の推進に努めます。	市民協働課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修【再掲】	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるための教職員、幼稚園教諭、保育士対象の研修機会を提供します。	市民協働課 学校教育課 こども課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
19	固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導、職場体験実習の実施	男女別の職業意識をもつことなく、生徒が主体的に将来の方向を決定できるよう、職場見学や職場体験学習等を実施します。	学校教育課
5	市職員に対する男女共同参画の研修【再掲】	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。	職員課
20	家事・介護等体験講座の実施	家事・介護等の講座の充実を図り、生活面での自立を支援します。特に、男性の積極的参加を促すため、開催場所等についても検討します。	生涯学習課 高齢者あんしん課
21	男性の育児・介護休業制度利用促進	多様な働き方の選択が尊重されるよう、男性も育児・介護休業取得できる職場環境の推進を図ります。	市民協働課 職員課 こども課
22	パパママ教室の実施	妊婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に関する講義や実習を行い、パートナーとの関係を見つめ直し、尊重し合うことの大切さや夫婦の協力について考えるきっかけづくりを行います。	こども課
23	行事・イベント等における慣行の見直し	男女共同参画の視点に立ち、行事等における固定的な性別役割分担意識の見直しと意識改革を推進します。	関係各課

〈取組むこと ４〉

人権尊重を踏まえた心身の健康支援

【取組みの方向】

性別にかかわらずすべての人の尊厳が守られることは、「男女の人権の尊重」の視点から市民一人ひとりの暮らしの質の向上をめざす男女共同参画社会の基盤となるものです。

なかでも、一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取組については、それぞれの性に関わる身体的特徴への理解を深める必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をする可能性があるなど、その生涯を通じて、男性とは異なる心身及びその健康上の問題に直面するため、それらの問題の対応については、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、人権尊重の視点から多様なライフスタイル・ライフステージに応じた支援が必要です。

このような課題の前提には、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※」概念があり、本市の男女共同参画推進条例においても、「性の尊重に基づく健康への配慮」を基本理念として示しています。

しかし、本来、個人の意思が尊重されるべき結婚観や妊娠・出産をめぐる偏見は依然として根強く、また、個人の尊厳にかかわるそれぞれの性の身体的特徴に配慮が足りない状況があることがうかがえます。

一方、近年、若い世代の性意識と性行動の変化に伴い、望まない妊娠による若年母子への支援、性感染症の広がりに関する対策など、思春期における性と生殖に関する健康についての多様な課題への対応が求められており、学校教育における発達段階に応じた確かな性教育をはじめ地域社会における世代横断的な取組が急がれます。

このような課題を踏まえて、「性と生殖に関する健康／権利」概念の浸透を図りつつ、性別にかかわらずすべての人が、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受することができるよう心身の健康に関する支援を行います。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
24	性と生殖に関する健康／権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ)概念に関する情報の提供	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	市民協働課
25	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課

※性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成６年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成７年（1995 年）の第４回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
26	健康づくりに対する意識の向上	思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の段階に対応した適切な健康の保持増進ができるよう、健康に関する知識の普及に努めます。	学校教育課 生涯学習課 こども課
27	母子保健事業	母親及び乳幼児の健康の保持・増進を図るため、妊娠・出産・育児に関して、健診事業、保健指導事業等を推進します。	こども課
28	健康教育・相談体制の周知	生涯を健康に過ごすことができるよう、相談体制を整備し、相談環境づくりに努めます。	いきいき健康課
29	各種検診・健診の受診率向上	生涯を健康に過ごすことができるよう、予防体制や各種検診の充実に努め、受診率向上に向けた啓発を推進します。	いきいき健康課
30	各種検診事業	医療機関やその他の検診機関と連携を図り、性差を考慮した受診しやすい環境の体制づくりに努めます。	いきいき健康課
31	食育の推進	児童・生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校、家庭、地域社会が連携した食育活動を推進します。	いきいき健康課 学校教育課
32	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、成人病等の慢性疾患の予防及び健康の保持増進を図ります。	いきいき健康課
33	心の健康づくり事業	ストレスやうつ病などの相談を気軽に受けられる体制づくりに努めます。	いきいき健康課
34	健康づくり推進事業	地域生活の視点に立った健康づくり推進事業を実施します。	いきいき健康課
35	喫煙に関する正確な情報提供	喫煙が及ぼす健康への影響について、情報を提供します。	いきいき健康課
36	青少年育成健全事業	有害図書等規制の働きかけのため、関係機関と連携し、立ち入り調査・指導を行います。	生涯学習課
37	飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境の整備	児童・生徒に、飲酒・喫煙・薬物乱用等が身体に及ぼす影響等について正しい理解を促します。	生涯学習課 学校教育課

〈取組むこと　5〉

女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

【取組みの方向】

暴力は、その被害者の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント※は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、本市の男女共同参画推進条例においても、男女共同参画社会の形成を阻害する禁止すべき性別による権利侵害の行為として明示しています。

本市が平成22年に実施した「市民意識調査」によると、配偶者等から何らかの暴力を受けた経験があると答えた人は、女性は23.0%、男性は5.2%となっています。

これらの暴力の背景には、社会全体として根強く残る男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係などがあり、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという認識が必要です。

平成13年10月に「配偶者暴力防止法」が施行され、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、社会的性別（ジェンダー）※に由来する構造的な問題であるという認識に基づく社会的な取組が進められてきました。

さらに、平成19年７月の配偶者暴力防止法改正において、市町村においても基本計画の策定が努力義務として規定されたことに伴い、本市においても、配偶者暴力防止法第３条第３項に基づき、「日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、「日向市男女共同参画プラン」と一体となってＤＶ※の根絶に向けた総合的な施策展開に取組みます。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
25	発達段階に応じた性教育の推進【再掲】	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、児童・生徒の発達段階に応じた性教育を進めます。	学校教育課
38	地域における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、地域において、男女の人権の尊重に基づく地域生活を促進するために、自治会や地域活動団体等と連携した広報・啓発に努めます。	市民協働課

※セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。
※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
※ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人からふるわれる暴力。身体的、経済的、性的、精神的暴力などがある。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
39	家庭教育における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、家庭において、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するために、家庭教育学級等を通じた広報・啓発に努めます。	市民協働課 生涯学習課
40	学校、幼稚園における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園の教育の場において、人権意識を高める教育や、男女の人権の尊重に基づく教育を推進するために教職関係者に向けた広報・啓発に努めます。	市民協働課 学校教育課
41	職域における人権教育の推進	暴力の防止に資するよう、職域において男女の人権の尊重に基づく就業環境の整備に向けて、商工会議所等関係機関と連携し、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。	市民協働課
42	被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、市や警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者へ制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。	市民協働課
43	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	暴力を許さないという認識を地域社会に徹底するため、広報紙や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を推進します。	市民協働課
44	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、問題解決を暴力に頼らない教育を関係機関と連携して進めます。 報・啓発を進めます。	学校教育課
45	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	家庭、地域、職域、学校その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報紙や市ホームページなどを活用した広報・啓発を進めます。	市民協働課
46	「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）の周知	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組を促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、広報・啓発を進めます。	市民協働課
47	性暴力や性の商品化防止に関する情報提供	警察等関係機関と連携し、情報収集・提供を行います。	市民協働課 生涯学習課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
48	広報紙やリーフレット等を活用した啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、市ホームページ、広報紙及びリーフレットなどを活用し、広く市民に対する啓発活動を実施します。	市民協働課
49	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、講演会や研修会を実施します。	市民協働課
50	講演会等に参加する人への配慮	誰もが参加しやすいように、特に市の情報に接する機会が少ない若年層に配慮した講演会や講座の案内の発信について検討し開催します。	関係各課
51	書籍やビデオ等の関連情報の整備・提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を浸透させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等の提供を行います。	図書館 市民協働課
52	加害予防の観点からの広報啓発のあり方の検討	暴力の根絶に向けた取組を進めるに当たっては、被害者は女性が多いという現状における加害予防の観点から男性に対する広報啓発も進める必要があります。被害者支援の視点に立ってどのような広報・啓発のあり方が有効か調査・研究を進めます。	市民協働課
53	デートＤＶ防止に関する広報・啓発の実施	デートＤＶ※防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートＤＶの防止に向けた取組を推進します。	市民協働課
54	教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修の実施	教育関係者や保健医療関係者などＤＶの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたれるよう、デートＤＶに関する理解を深めるための研修を実施します。	市民協働課
55	安心して相談できる環境・相談体制の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境充実を図るとともに、各種相談にあたる相談員の人権に関する意識の向上に取組みます。	市民協働課 市民課 福祉課 高齢者あんしん課 学校教育課 こども課

※デートＤＶ：恋人や交際相手などの親密な関係にある者からふるわれる暴力。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
56	男女共同参画相談員研修	相談員のさらなる意識の向上のために、相談員対象の研修機会を提供します。	市民協働課
57	日向市男女共同参画相談制度の周知	制度の内容を支援関係機関の施設内に掲示するなど、制度の周知に努めます。	市民協働課
58	被害者への各種相談窓口の周知	被害者の安全確保に対する配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口の周知に努めます。	市民協働課
59	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供	使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関を把握し確実にその機関に情報提供するよう努めます。	市民協働課
60	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。 ◎支援機関職務関係者：教育相談員、児童相談員・消費生活相談員・人権擁護委員等	市民協働課
61	市担当職員を対象とした研修の実施	被害者と接する可能性のある市職員が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、研修の機会と内容の充実を図ります。	市民協働課
62	相談員等支援者のケア	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。	市民協働課
63	支援関係機関・団体の連携強化	被害者の相談に総合的かつ迅速に対応するために、関係機関・団体の連携強化を図ります。	市民協働課
64	日向地区ＤＶネットワーク会議の充実	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる日向地区ＤＶネットワーク会議を定期的に開催し、情報交換を行います。	市民協働課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
65	市役所関係各課の連携体制の強化	ＤＶ対策庁内連絡会議を定期的に開催し、適切かつ迅速な対応ができるよう体制の強化を図ります。	市民協働課
66	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。	市民協働課
67	被害者の一時避難への支援	被害者の一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関・団体との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	市民協働課
68	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。	消防本部
69	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者による通報等は、守秘義務違反に問われることがないことなど、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	市民協働課
70	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規程とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	市民協働課 こども課
71	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関において情報管理のルールを定め遵守します。	市民協働課
72	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続の支援を行います。	市民協働課
73	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	市民課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
74	医療保険制度の適切な運用	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用します。	国民健康保険課 市　民　課
75	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校等様々な立場の者が子どもを見守り、暴力による被害があった場合は、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	市民協働課 こ　ど　も　課
76	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があって現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等できるよう支援します。	こ　ど　も　課 学校教育課
77	健康診査・予防接種等実施への配慮	加害者からの追跡等があって現住所地に住民登録していない子どもについても、現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう配慮します。	こ　ど　も　課
78	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、特に地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声かけや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。	市民協働課
79	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への研修	被害者の早期発見と未然防止のための環境づくりを進めるために、消防（救急）職員、民生委員、児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育分野等、各関係者を対象とした配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着等を図る研修を実施します。	市民協働課
80	地域における民生委員児童委員や人権擁護委員等による早期発見	地域住民にとって身近な相談先である民生委員児童委員や人権擁護委員等は、日ごろの活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。	市　民　課 福　祉　課
81	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭に配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう支援関係機関につないでいくよう努めます。	高齢者あんしん課 福　祉　課 こ　ど　も　課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
82	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している者は、子ども等が発するＳＯＳを見逃さず配偶者等から暴力の早期発見に努めます。被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	こども課 学校教育課
83	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	関係各課
84	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力してその安全確保に努めます。	市民協働課
85	支援者等の安全確保を図るための情報提供及び支援	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の親戚や友人、支援者等の安全確保を図るため、市や警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。	市民協働課
86	生活保護等の援護制度の活用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	福祉課
87	ハローワークにおける職業相談等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけではなく、心の回復の面からも重要です。ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	市民協働課
88	就職のための技能習得等の情報提供	就職に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。	市民協働課
89	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや相談事業の情報を提供し、育児の負担軽減を図ります。	こども課
90	自立困難な被害者への対応	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。	福祉課 こども課 市民協働課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
91	市営住宅への優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅に優先的に入所させます。	建築住宅課
92	市役所におけるセクシュアル・ハラスメント対策	セクシュアル・ハラスメント防止要綱を制定するとともに、相談窓口を設置します。	職員課
93	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント相談事業	相談しやすい環境づくりと、相談者の心のケアに配慮しながら、事業を実施します。	学校教育課
94	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	事業所や学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	市民協働課 商工港湾課 職員課
95	宮崎労働局雇用均等室との連携	宮崎県労働局雇用均等室と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行います。	商工港湾課

〈取組むこと　６〉

「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と生活環境の充実

【取組みの方向】

男女共同参画社会の形成がめざす市民一人ひとりの多様な暮らしの質の向上に向けて、性別にかかわらず、働いている人が、それぞれの望む「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする環境の整備が求められています。

「仕事と家庭の調和」については、その前提として、性別や雇用・就業形態の違いにより、差別されることのない就業環境の整備が求められますが、本市が、平成22年に実施した「市民意識調査」よると、職場での男女の地位の平等感について、回答者の 56.4%が「男性が優遇されている」と感じており、本市においても、特に、性別により差別的な処遇を受ける状況を改善する必要性がうかがえます。

また、20～30代男性の５割強が、男性の育児休業取得率が低い理由として「職場に取りやすい雰囲気がないから」と回答しており、働く場において、女性よりも優遇されてきたとされる男性の側からも、若い世代を中心に高まりつつある「仕事と生活の調和」を望む意識を背景に、長時間労働の問題に象徴される働き方の見直しが求められています。

さらに、経済の長期的低迷と閉塞感の高まりに悪化する雇用・就業環境の中、本市においても、不安定な労働条件に置かれやすいパートタイム労働に代表される非正規雇用や、仕事と生活の場を同じくする農業水産業・商工自営業等の働き方による生活上の諸課題について、男女共同参画の視点からの取り組みを進める必要があります。

このような現状を踏まえて、「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備と子育て支援等の生活環境の充実に取組みます。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
96	事業所への広報・啓発、情報提供	男女間の格差を改善するための積極的改善措置に取り組み、必要な情報の提供に努めます。	商工港湾課 市民協働課
97	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の周知を推進します。	商工港湾課 市民協働課
98	働く女性の母性保護と母性健康管理の促進	労働基準法における母性保護措置及び男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置の周知を推進します。	商工港湾課 職員課
99	職業訓練に関する情報提供	安定した就労、職域拡大のため、職業訓練に関する情報提供を行います。	商工港湾課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
100	家族経営協定※ 締結の推進及び啓発	女性の労働が適正に評価されるよう、男女共同参画の視点に立った家族経営協定の締結などの取り決めを働きかけます。	農業委員会
101	誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	労働軽減技術に関する情報提供など、安全で快適に働くための研修機会や情報の提供に努めます。	農業水産課
102	ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）についての広報・啓発	個人が、各ライフステージにおいて、希望するバランスで仕事や様々な活動に関わることができるよう、広報・啓発を行います。	商工港湾課 市民協働課
103	パートタイム労働者・派遣労働者の労働条件の周知	適正な労働条件の確保や福利厚生の充実など雇用条件の改善が図られるよう、事業者に働きかけを行います。	商工港湾課 市民協働課
104	パートタイム労働者・派遣労働者に対する相談体制の整備	関係機関との連携をもとに、定期的に相談窓口を設置します。	商工港湾課 市民協働課
105	再就職・就業継続希望者への情報提供	制度を活用しやすくするために、職場復帰及び再雇用への支援や情報提供に努めます。	商工港湾課
106	起業者への情報提供	商工会議所等関係機関と連携して、起業にあたっての知識を習得する学習機会や起業を支援する制度などの情報を提供します。	商工港湾課 農業水産課
107	地域資源（直売・特産品づくり）を生かした活動の推進	地域資源を生かした新しい事業や起業を考えている人への支援を行います。	商工港湾課 観光振興課 農業水産課
108	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	農林水産業への新規就業希望者を支援する制度の充実を図るとともに、それらの制度や経営、技術、農地などに関する情報を提供します。	農業委員会 農業水産課
109	新しい働き方の普及促進	ライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるように、新しい就業形態に関する情報提供や技術の習得などの支援を行います。	商工港湾課
110	就労環境の整備	育児休業、介護休業制度、労働時間の短縮、フレックスタイム制の導入等の普及啓発を行うと同時に、企業等の理解を求めていきます。	商工港湾課 職員課
21	男性の育児・介護休業制度利用促進【再掲】	多様な働き方の選択が尊重されるよう、男性も育児・介護休業取得できる職場環境の推進を図ります。	市民協働課 職員課 こども課

※家族経営協定：農業に従事する家族構成員が対等に経営に参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

〈取組むこと　7〉

多様化する家族形態・生活形態に対応する環境の整備

【取組みの方向】

少子高齢化の進行や個人の価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態の多様化が進んでいます。しかし、平成22年に実施した「市民意識調査」を通じて、多様化する地域社会の変化に対応しきれていない人々の意識や地域の慣行の現状が、男女共同参画を阻害する大きな要因であることが明らかになりました。

生活形態の多様化の背景には、家族形態の多様化があり、国勢調査によると、本市における１世帯あたりの人数は、平成17年の2.60から平成22年には2.48と減少しており、世帯の小規模化が進む傾向にあります。

また、夫婦がいる世帯の働き方の状況をみると、「夫婦とも働いている」いわゆる共働きの世帯が最も多く、「働く夫、専業主婦の妻、子どもが２人」を家族形態のモデルとしてきたこれまでのような制度や慣行の見直しが必要です。

さらに、生活形態・家族形態の多様化には、就業形態の多様化が深く関わっており、中でも、厳しい雇用環境に置かれやすいひとり親家庭や障がいのある人等の経済的、生活的安定のための対応も求められています。

そのため、男女共同参画社会の形成に向けて求められる家族形態・生活形態の多様化に対応する環境の整備に取組みます。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
111	多様な保育サービスの提供	子育て中の人の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時保育、休日保育等を行います。	こ　ど　も　課
112	子育てに係る経済的負担の軽減	乳幼児医療費助成事業、保育料軽減等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こ　ど　も　課
113	児童虐待防止に向けた対策の推進	虐待を受けている子どもへの支援だけでなく、虐待させないための親へのサポートを充実させ、親と子の心のケアを図ります。	こ　ど　も　課
114	育児相談の実施	子育て中の人の孤立化や不安を解消するため、男女共同参画の視点から育児に関する相談を行います。	こ　ど　も　課
115	子育て支援の拠点整備	地域子育て支援センター等の整備、学校の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	こ　ど　も　課 教育総務課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
116	民生委員・児童委員等の活動推進	担当地域内の児童・生徒の生活環境を掌握し、身近な相談者として活動してもらうための支援を行います。	福　祉　課
117	地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備	地域の高齢者や子育て経験者などに協力いただけるような体制づくりを推進する等、地域で子どもを育む体制を整備します。	生涯学習課 こども課
118	ひとり親家庭への支援体制の充実	ひとり親家庭が、経済的・生活的に自立できるよう支援を図ります。	こども課
119	ひとり親家庭に対する保育所への優先的入所	ひとり親家庭に対し、保育所へ優先的に入所できるよう配慮します。	こども課
120	ひとり親家庭の就業環境の充実	職業能力開発等の就業支援関係事業の周知を図ります。	こども課
121	多様な生活形態を支援する広報・啓発の促進	高齢者世帯、障がい者世帯などに対する男女共同参画概念を基盤とした広報・啓発を促進します。	市民協働課 高齢者あんしん課 福　祉　課
122	障がい者への生活支援	障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するための障がい者サービスの充実を図ります。	福　祉　課
123	外国人居住者などへの支援	外国人居住者が安心して日常生活を送れるよう、相談窓口を充実させるとともに、国際交流団体などと連携し、地域交流・情報提供の機会を増やします。	市　民　課 市民協働課
124	高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	経済的・生活的に自立して、租税教育等の機会を活用するなど男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実を図り、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。	学校教育課 生涯学習課 市民協働課
125	高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実	高齢者が安心・安全に生活できるよう助成事業等を継続するとともに、社会参画意欲に応えられるよう環境の整備に努めます。	高齢者あんしん課
126	高齢者虐待への対応	高齢者の人権を守るため、高齢者虐待の防止に向けた啓発や体制強化を行います。	高齢者あんしん課
127	介護相談員派遣事業	介護に関する孤立化や不安を解消するため、介護に関する相談を実施します。	高齢者あんしん課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
128	地域包括支援センター運営事業	６か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的支援事業を行います。	高齢者あんしん課
129	介護ヘルパーの養成	日向市社会福祉協議会等と連携し、地域全体で高齢者を見守る体制を整備します。	高齢者あんしん課
130	消費者啓発事業	消費者被害を未然に防止するため、悪質商法の手口等、くらしに関する様々な情報を提供します。	市　民　課
131	環境保全に関する学習機会の提供	自治会・学校・各種団体等において、ごみ減量や資源リサイクルに関する出前講座等を実施し、年齢・男女を問わず広く環境保全に関する意識啓発に努めます。	環境整備課
132	外出支援の環境づくりの充実	高齢者や交通弱者に対し、外出支援の環境づくりの充実を図ります。	企画情報課
133	生涯スポーツ振興事業	各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、市民が主体的に参加する各種スポーツ教室などを開催します。	文化スポーツ課
134	公共施設のバリアフリー化の推進	多様な人が自らの意思で社会参画し、自立できるよう、公共施設でのバリアフリー化を推進します。	まちづくり政策課 建築住宅課

〈取組むこと ８〉

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【取組みの方向】

多様化する地域課題の解決に向けては、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、女性のみならず、多様な立場の市民の声を反映していくことが必要です。そのために、政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは大変有効な手段です。

しかしながら、本市における審議会等の女性委員の割合は、平成23年４月現在23.5％、また、女性区長は、91地区中３人と、市政や地域運営への女性の参画が十分であるとは言えない状況にあり、より一層の取組の強化が必要です。

このような現状の背景にある構造的な課題を踏まえて、意識改革や人材育成を図り、政策・方針決定過程に多様な立場の人の意思が反映されるよう、より一層の女性の参画の拡大に取組みます。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
135	農業関係審議会等における女性参画の推進	企画立案・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。	農業水産課 農業委員会
136	経営管理能力向上に関する研修の実施	女性が自らの力を発揮するための研修の実施・支援を行います。	農業水産課 商工港湾課
137	生活研究グループへの支援	女性が自らの力を発揮するための研修の実施・支援を行います。	農業水産課
138	女性認定農業者の育成	女性が経営などに参画する機会を確保するための認定農業者の育成に努めます。	農業水産課
139	パートナーとしての経営参画の支援	女性自らの意思により、経営方針決定の場に参画できる技術・能力の向上に対して支援します。	農業委員会
140	女性のエンパワーメント※を目的とした学習の充実	女性が自らの力を発揮するための学習の機会を充実させます。	関係各課

※エンパワーメント：力（パワー）をつけることの意味。女性のエンパワーメントは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々なレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をつけることを意味する。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
141	審議会等における女性の参画の拡大	定期的に審議会等委員の女性の参画状況を調査し、改善方策等について検討を行い、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の委員への推薦について協力を要請します。	市民協働課 関係各課
142	各種団体への女性参画の働きかけ	各種団体に対し、男女共同参画の理解を広め、女性の積極的な参画を推進します。	関係各課
143	人材リストの整備	人材に関する情報を収集し、情報提供します。	市民協働課
144	市女性職員の登用の推進	職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置すると共に、その能力に応じて管理職などへの積極的な登用を図ります。	職員課
145	市職員への研修	男女問わず、政策・方針決定過程への参画を推進するために、市職員に研修の機会を提供します。	職員課
146	パブリックコメント制度の周知	基本的な計画等を立案する過程において、その案を市民に公表し、これに対し出された意見を考慮して意思決定を行います。	関係各課
147	行政に関する情報公開の徹底	市民の行政への参画を促進するため、行政情報を積極的に公表します。	企画情報課
148	ポジティブ・アクション※に関する情報提供	働く場での性別格差の解消に向け、積極的に改善する方法などの情報提供を行います。	市民協働課

※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思のよって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第２条第２号参照）。

〈取組むこと ９〉

男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進

【取組みの方向】

社会・経済情勢の変化に伴い、多様化する地域課題の解決に向けて、本市においては、多様な個人・多様な主体との協働による地域づくりを進めています。

本来、地域づくりは、市民一人ひとりの人権の尊重に根ざした地域生活環境の充実を目指すものであり、協働の主体として公益的・公共的な地域づくりを担う市民活動や地域コミュニティにおける地域活動には、地域で暮らす一人ひとりの多様なあり方を見据える地域生活者の視点によって新しい公共を切り拓く力量が期待されます。

しかし、本市の地域生活の場面において、依然として根強く存在している固定的な性別役割分担意識に基づく慣行により、男女の共同参画が進んでいない現状は、多様な地域生活の実感を反映し、多様化する地域課題の解決に向けた協働による地域づくりの観点からも重要な課題です。

そのため、性別にかかわらず一人ひとりの人権の尊重・男女の人権の尊重を基盤とする男女共同参画の視点に立った協働による地域づくりの推進に取組みます。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
149	ファミリーサポートセンター※事業	地域が協働して子育てを支援できるよう、事業の周知に努め、会員数、利用件数の増加を図ります。	こ　ど　も　課
150	放課後児童対策の充実	多様な子育てのニーズに対応できるよう、児童館・児童クラブ・放課後子ども教室等の充実を図ります。	こ　ど　も　課 生 涯 学 習 課
115	子育て支援の拠点整備　【再掲】	地域子育て支援センター等の整備、学校の地域への開放等、地域子育ての支援体制の充実を図ります。	こ　ど　も　課 教 育 総 務 課
117	地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備　【再掲】	地域の高齢者や子育て経験者などが協力いただけるような体制づくりを推進する等、地域で子どもを育む体制を整備します。	生 涯 学 習 課 こ　ど　も　課
151	子どもの避難所の促進	学校・ＰＴＡと連携し、子ども避難所を把握し、情報収集を行います。	生 涯 学 習 課
152	子どもを見守るための地域の連携・活動の促進	地域社会が連携を深め、子どもたちを守り育てていく体制づくりを促進します。	市　民　課 学 校 教 育 課 生 涯 学 習 課

※ファミリーサポートセンター：サービスを提供したい者と受けたい者が会員になり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
153	環境保全に関する学習機会の提供	自治会・学校・各種団体等において、ごみ減量や資源リサイクルに関する出前講座等を実施し、年齢・男女を問わず広く環境保全に関する意識啓発に努めます。	環境整備課
154	観光ボランティアガイドの養成	男女共同参画の視点を持った観光ボランティアの育成を図ります。	観光振興課
155	地域交流への参加促進	日常生活の中で男女共同参画社会づくりへの理解を深めることができるよう、地域参加の支援を行います。	市民協働課 生涯学習課 学校教育課
156	市民活動団体リーダー養成事業	地域づくりにおいて女性の参加促進を図るため、リーダー養成事業への参加を促します。	市民協働課
157	「協働のルール」の確立	「協働のまちづくり指針」改正において、男女協働参画の視点を盛り込みます。	市民協働課
158	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	避難所における授乳スペースの設置や、着替えスペースの確保等、一人ひとりの人権に配慮した避難所の運営等、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めます。	防災推進課
159	防災学習機会の充実	緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して、高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図ります。	防災推進課
160	地域における防災意識の向上	市民が災害や防災について意識し、被害を少しでも軽減できるように、男女の参画による自主防災組織※の充実を図るとともに、防災意識の向上を図ります。	消防本部
161	消防団の充実	女性の視点を取り入れた消防団活動の充実を図ります。	消防本部

※自主防災組織：災害対策基本法第５条の２において規定されており、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたち、自主的にそれぞれの地域での防災活動を行う組織。

〈取組むこと 10〉

男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備

【取組みの方向】

本計画に策定された施策を着実に推進するために、市・市民・事業者等が一体となって、協働による推進体制のより一層の整備に取組みます。

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動する取組が要請されます。国・県・近隣自治体・関係機関等との連携協力体制を強化し、さらなる研修機会の充実と啓発活動を展開します。

また、日向市男女共同参画推進審議会の意見や提言をはじめ、市民の意向を尊重しながら、副市長を会長とする日向市男女共同参画行政推進会議を中心とする推進体制の機能の強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して、総合的かつ計画的な取組を進めます。

市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について市民からの申出があった場合、日向市男女共同参画推進条例第 20 条第２項に基づき、適切に対応できる体制を整備します。

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
162	国・県・近隣自治体・関係機関等との連携	国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。	市民協働課
163	男女共同参画審議会の機能発揮	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況についての評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。	市民協働課
164	男女共同参画行政推進会議の機能発揮	市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取組が総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画行政推進会議の機能の発揮を図ります。	市民協働課
165	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画プラン」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画審議会」「男女共同参画行政推進会議」の機能発揮のために事務局機能を果たします。	市民協働課
166	「男女共同参画プラン」の着実な進行管理	「男女共同参画プラン」に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、日向市男女共同参画推進条例に基づき進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。	市民協働課

番号	男女共同参画事業	事　業　内　容	担　当　課
167	調査研究、情報収集の提供	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況についての評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供します。	市民協働課
168	施策の策定等に当たっての配慮	男女共同参画の形成の促進に直接的には関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。日向市男女共同参画推進条例第16条に基づき、市が施策を企画立案し、事業を実施するに当たっては、男女共同参画の視点に配慮します。	関係各課
169	申出への対応体制の整備	日向市男女共同参画推進条例第20条第２項に基づき、市へ苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	市民協働課

日向市男女共同参画社会づくりに向けた推進体制

日向市男女共同参画推進条例

日向市男女共同参画プラン

市　民

事業者

男女共同参画行政推進会議

○施策の総合的かつ効果的な推進
○関係部門相互間の総合調整

会　長：副市長
副会長：教育長
委　員：各部長
消防長
水道局長

● 幹 事 会
● 担当者会

男女共同参画推進審議会

○重要事項の調査・検討
○計画推進の評価

委　員

関 係 各 課

連絡調整
推　進

国・県・自治体
関係機関

連　携
協　力

事務局【市民協働課】
○総合的な企画
○各部署の施策の調整
○計画の進行管理

関連施策・事業の数値目標

項　　目	現　　状	目　標　値 【平成28年度】
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え）にとらわれない人の割合	47.4% (平成 22 年度)	60 %
日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム協議会主催講座の満足度	－	80 %
家族経営協定締結農家数	18 戸 (平成 23 年度)	22 戸
ファミリーサポートセンターの登録者数	275 人 (平成 23 年度)	400 人
審議会等委員に占める女性の割合	23.5% (平成 23 年度)	40 %
市職員の係長職以上に占める女性の割合	14.2% (平成 23 年度)	20 %
生涯学習人材バンクの登録者数	105 人 (平成 23 年度)	200 人
「仕事と家庭の両立応援宣言」※を行う企業数	11 社 (平成 23 年度)	30 社
自主防災組織の結成率	83.5% (平成 23 年度)	100 %

※「仕事と家庭の両立応援宣言」：企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組みを宣言してもらう制度。宣言企業・事業所の登録及び宣言書の交付は県が行う。